基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十一年九月十七日を基準日と定め、同日午前十一時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十一年九月二十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十一年九月二日

東京都港区海岸一丁目一五番一号

日本ウォルブロー株式会社

代表取締役　後藤　幸男

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十一年九月四日を基準日と定め、同日十三時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十一年九月四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十一年九月二日

東京都江東区毛利一丁目一九番一〇号

株式会社日本住宅保証検査機構

代表取締役　早川　博

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年九月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年九月二日

茨城県笠間市福田九六一番地二〇

株式会社潤工社

代表取締役　十河　衛

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年九月二日

埼玉県鴻巣市天神三丁目六七三番地

株式会社メデカジャパン・ラボラトリー

代表取締役　久川　芳三

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年九月三十日付けで株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年九月二日

東京都墨田区両国一丁目一六番三号

ミニター株式会社

代表取締役　藤木　早敏

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年九月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年九月二日

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目二八番五号

北日本石油株式会社

代表取締役　渡邉　勇人

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十月十日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年九月二日

東京都渋谷区渋谷三丁目一八番五号

佐藤エステートビル株式会社

代表取締役　佐藤　元彦

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十月三日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年九月二日

大阪市北区天満四丁目一六番九号

阪神ローレルフーズ株式会社

代表取締役　岩渕　克之

限定承認公告

本籍千葉県木更津市久津間六二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　園　建一

右被相続人は平成二十一年四月二十日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二十三日千葉家庭裁判所木更津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二日

千葉県千葉市美浜区真砂五丁目一六番一一棟五〇六号　限定承認者　園　秀隆

限定承認公告

本籍東京都文京区本郷三丁目七番地、最後の住所北海道札幌市中央区南十条西八丁目雄武一二号　被相続人　亡　黒澤　正夫

右被相続人は平成二十一年四月二十日死亡し、その相続人は平成二十一年八月二十一日札幌家庭裁判所中央支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二日

東京都台東区谷中七丁目六番地八号二〇三

相続財産管理人　染谷由美子

限定承認公告

本籍大阪市住之江区南港東一丁目七番、最後の住所大阪市住之江区中加賀屋三丁目一六番二号　被相続人　亡　西山　雅彦

右被相続人は平成二十一年四月一六日死亡し、その相続人は平成二十一年八月二十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月二日

大阪市生野区生野東一丁目九番三一号

限定承認者　西山　雅子

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年八月二十八日の総社員の同意により、名称を一般社団法人日の丸讃美会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月二日

東京都町田市大蔵町一〇三番地四

無限責任中間法人日の丸讃美会

代表社員　仲野　兼章

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年三月五日の総社員の同意により、名称を一般社団法人金剛寺招魂社保存会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月二日

鹿児島県霧島市国分中央二丁目二番一八号

無限責任中間法人金剛寺招魂社保存会

代表社員　加治木卓二

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千五百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/bti.html

平成二十一年九月二日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

ビーティーアイ・プロパティ・ワン特定目的会社

取締役　横山榮一郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を十六億一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年四月二十四日付官報（号外第八十九号）の一一七頁に掲載されています。

平成二十一年九月二日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

美倉ホールディング特定目的会社

取締役　泉部　充

正　誤

平成二十一年八月六日法務省告示第三百六十四号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

二ページ三段九行目から一〇行目までを削除する。

同ページ四段一六行目から一七行目までを削除する。

同月十日法務省告示第三百七十号（同）

（原稿誤り）

二ページ一段終りから一七行目から一一行目までを削除する。

同ページ三段四行目から五行目までを削除する。

同ページ四段終りから二〇行目から一八行目までを削除する。

同月十一日法務省告示第三百七十一号（同）

（原稿誤り）

二ページ四段終りから二四行目から二〇行目までを削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月二日付第一八九号九六

ページ●同日付政府調達第一六二号一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）